

川口簡易裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 文書提出命令申立事件
国側当事者・国
平成21年3月11日認容・抗告

決	定
原告	甲
訴訟代理人弁護士	藤川 成郎
被告	乙

上記当事者間の平成●●年（〇〇）第●●号報酬等請求事件につき、原告より第三者である川口税務署に対して、別紙「文書目録」記載の文書（以下「本件文書」という）について提出命令の申立があったのでその許否について検討するに、一件記録によれば、被告乙から平成20年1月9日、川口税務署長に対して相続税の更正の請求（甲第4号証）がなされたことは明らかであること、そして、川口税務署長の平成21年2月27日付けの審尋書に対する回答書の記載内容によれば、本件文書が作成されて存在していたことを推認することができるところ、川口税務署は、本件文書については、いずれも納税者本人に原本を送付しているため、川口税務署において本件文書を所持していないので文書提出義務はない旨主張するのみで、その送付時期送付方法等、本件文書が送付済みであることの具体的事実について何ら主張、立証をしないから原告の文書提出命令申立を理由があるものと認め、次のとおり決定する。

主	文
---	---

第三者である川口税務署は、本決定送達の日より2週間以内に別紙「文書目録」記載の各文書を提出すること。

平成21年3月11日
川口簡易裁判所
裁判官 石崎 博喜

別紙

文書目録

- 1 乙が平成２０年１月９日に提出した相続税の更正の請求に対する回答文書写し
- 2 上記１に係る還付金送付に関する通知書写し

以上